

日本橋学館大学ハラスメント防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本橋学館大学（以下「本学」という。）の教職員・学生等及び関係者が、各種ハラスメントによって、教育・研究・学習・就労の環境が損なわれることのないよう、その環境を健全に保持すると共に、教職員・学生等及び関係者の人格を尊重することを目的とする。

(本規程に定める事項)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号に定める措置に関し、必要な事項を定める。

(1) ハラスメントの防止及び排除のための措置

(2) ハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するための措置

(適用範囲)

第3条 本規程は、日本橋学館大学柏キャンパスに籍を置く本学の教職員・学生等及びその他の関係者に適用する。

(定義)

第4条 この規程におけるハラスメントとは、次の各号に定めるところによる。

(1) セクシュアル・ハラスメントとは、教職員及び関係者が、他の教職員・学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動、並びに学生等及び関係者が教職員を不快にさせる性的な言動をいう。

(2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題とは、セクシュアル・ハラスメントのため、教職員の研究・教育若しくは就労上の環境が損なわれること、又は学生等の修学上の環境が損なわれること、並びにセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して、教職員の研究・教育若しくは就労上の不利益を受けること、又は学生等が修学上の不利益を受けることをいう。

(3) その他のハラスメントとは、国籍・社会的な地位等を理由に、教職員及び関係者が、他の教職員・学生等及び関係者を不快にさせる言動、並びに特定の個人を合理的な理由なく、忌避・排除又は誹謗すること等によって不快にさせる言動、又は学生等及び関係者が教職員に対して行う同様の言動をいう。

(4) その他のハラスメントに起因する問題とは、ハラスメントのため、教職員の研究・教育若しくは就労上の環境が損なわれること、又は学生等の修学上の環境が損なわれること、並びにハラスメントへの対応に起因して、教職員の研究・教育若しくは就労上の不利益を受けること、又は学生等が修学上の不利益を受けることをいう。

(本学の責務)

第5条 本学は、ハラスメントの防止等のため、教職員及び学生等に対し、必要な防止策・研修・啓蒙活動等を実施するよう努めなければならない。

(委員会の設置)

第6条 前条の目的を達成するため、本学に各専修の教員及び事務職員から成るハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会に関する規程は別に定める。

(教職員及び学生等の責務)

第7条 教職員及び学生等は、ハラスメントの防止に努めなければならない。

(委員会委員の責務)

第8条 委員会委員は、教職員及び学生等の教育・研究・学習・就労の環境維持のため、ハラスメントの防止及び排除に努めると共に、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速且つ的確に講じなければならない。

(事務局管理職の責務)

第9条 各事務局管理職は、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を維持するため、ハラスメントの防止及び排除に努めると共に、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速且つ的確に講じなければならない。

(苦情・相談の申し立て)

第10条 ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、関係者は苦情・相談を申し立てることができる。

2 苦情・相談の申し立ては、学生等は学生課又は学生相談室、教員は委員会委員長又は委員、職員は事務局長又は総務課長を窓口とする。

3 申し立てを行う場合は、ハラスメントの内容及びそれに起因して生じている問題を、原則として書面に記載し密封して提出する。

4 申し立てを受けた窓口は、申し立て書面を密封したまま、直ちに委員会委員長に提出しなければならない。

5 提出を受けた委員長は、速やかに学長に報告し、相談の上、委員会を招集し、担当するハラスメント相談員を選定する。

6 選定されたハラスメント相談員は、迅速且つ的確に申し立ての解決に努めなければならない。

7 申し立てに関する詳細は別に定めるところによる。

(不利益取り扱いの防止)

第11条 ハラスメントに関する苦情の申し立て、当該苦情等に関する調査への協力、その他ハラスメントに対する対応に起因して、教職員並びに学生等が不利益を受けることがないように、すべての者が配慮しなければならない。

(事務所管)

第12条 本規程に関する事務は、総務課長専管事項とする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会の起案・審議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成12年11月28日から施行する。